

答 申 書

平成14年3月12日に諮問を受けた高知県屋外広告物条例の規定により
広告景観形成地区の指定及び規制を行う区域又は市町村の指定の一部改正に
ついては、3月25日の第13回高知県屋外広告物審議会における審議の結
果、原案のとおり議決したので答申します。

平成14年3月25日

高知県知事 橋本 大二郎 様



高知県屋外広告物審議会
会長 澤村 拓